

# 訓令

埼玉県訓令

第一号

埼玉県収用委員会訓令

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県収用委員会会長 中村 達 也

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県 訓令第一号

埼玉県収用委員会事務局決裁規程（昭和五十二年

埼玉県収用委員会

の一部を次のように改正する。

別表第二号の項事務局専決事項の欄1中「事務局長及び副事務局長の旅行、休日勤務及び時間外勤務並びに休暇（事務局長にあつては引き続き三日以上の休暇を除く）」を「職員の旅行（事務局長以外の職員にあつては宿泊を伴う県外旅行に限る）」に改め、同欄4中「事務局長及び副事務局長」を「職員」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3中「副事務局長」を「職員（事務局長を除く。）」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2中「事務局長及び副事務局長」を「職員」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 職員の休日勤務及び時間外勤務並びに休暇（事務局長にあつては引き続き三日以上の休暇を除く。）に關すること。

別表第二号の項副事務局長専決事項の欄1中「及び副事務局長を除く。以下この欄において同じ。」の旅行、休日勤務及び時間外勤務並びに休暇」を「を除く。」の旅行（宿泊を伴う県外旅行を除く。）」に改め、同欄中2から4までを削り、5を2とし、6を3とする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。